

大野市有終南小学校 いじめ防止基本方針

平成25年4月1日策定
令和8年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

一方、信頼される大人がいる居場所と絆のある集団にはいじめは起こりません。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、“他者から自信を奪う行為”ととらえ、未然防止に全力をあげます。自分に自信がある者はそのような行為には及びません。できる、分かる、大切にされている、認められている等、小さな自己肯定感を日々積み重ねることにより心の安定と成長意欲を育てます。
- (2) 未然防止には、安定した人間関係のある支持的な集団づくりが欠かせません。自己決定（主体性づくり）、自己存在感（居場所づくり）、共感的関係（絆づくり）の三機能を重視し、積極的な生徒指導を推進します。
- (3) 本校は、一人一人の人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現を目指します。そのため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を重視します。さらに、そうした心に従い、勇気をもって行動できる児童を育てます。
- (4) 本校は、すべての児童がまずどんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことを指導します。いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (5) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組みことができるよう取り組みます。いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止対策を全力で進めます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係がある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 認めて伸ばす教育
児童の様々な能力を引き出し、自信をもたせる教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合える集団をつくります。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的・系統的に進め、発達障がいのある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
- 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動、児童同士が自然に触れ合える活動を通して児童同士の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け
年度末には、いじめ防止に関する取組みを学校評価項目に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組みの改善に努めます。（評価項目例）
 - ・(教職員) 児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
 - ・(保護者) 学校は、児童を安心して通わすことができる学校である。
 - ・(児童) いじめの行為を見聞きしたときは、先生や保護者に伝えるようにしている。

(3) いじめの未然防止

- 「いじめ対策委員会」の設置
いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。
- 授業の充実
学校教育の中心は授業です。授業の中で、“できる・分かる”の自己実現が図れなければ、負のエネルギーは必ずどこかで吹き出します。すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方を追求し、児童が楽しく学べる授業づくりに努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり（特に配慮が必要な児童への支援を含む）
縦割班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。その際、積極的な声かけや日記指導等を通し、基盤である学級担任との信頼関係づくりを進めます。また、発達段階に応じた規範意識の醸成に努めます。さらに、発達障がい等の障がいのある児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対して、特性を踏まえた適切な支援を行います。
- 児童の主体的取組みの充実
教師側からの一方的な指導だけでなく、「いじめは絶対しない」「個性を認め合う」など、学級活動や児童会活動等を通し、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめの対処方針や年間指導計画等、いじめの防止策に関する情報をあらゆる機会に積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。
- インターネットやスマートフォン等に関する指導
警察の「ひまわり教室」をはじめ、インターネットやスマートフォン等の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても家庭でのルール作り等の啓発を行います。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
- 特に配慮が必要な児童への支援
以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性

を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ・新たな感染症に感染、または、濃厚接触者となった児童

○S O Sの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にS O Sを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的かつ全校体制でのいじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに丁寧な日記指導を行い、わずかな変化を見逃さないように、いじめの認知に努めます。また、全職員の情報交換を積極的に行い、全校体制で早期発見に努めます。

○アンケートの実施

「心のお天気調べ」による児童へのアンケートの他に、保護者・教職員にもいじめの実態調査（アンケート）を行い早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

こまめな家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、“一段上の対応”を心がけ地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめサポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめサポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方策を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

いじめに係る行為が止んだ後、3ヶ月程度を経過し、かつ被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認をすることで、いじめが解消したかどうかの判断とします。

(7) いじめによる重大事態への対処

○徹底した原因究明と対応

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を大野市教育委員会に報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 市が調査主体となる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長をトップに、いじめ防止等に関しての指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し定期的（月1回以上）に開催します。

(構成員) ◎校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・ 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間計画の作成
 - ・ 教職員、児童、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
 - ・ 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的活動の計画、実践、振り返り
 - ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・ 記録の保存（保存期間：5年）
 - ・ いじめの認知
 - ・ 「いじめ対応サポート班」の設置
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携
 - ・ 学校評価への位置づけ、学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、教頭をトップに次の機能を担う「いじめサポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

(構成員) ◎教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、関係学年主任、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

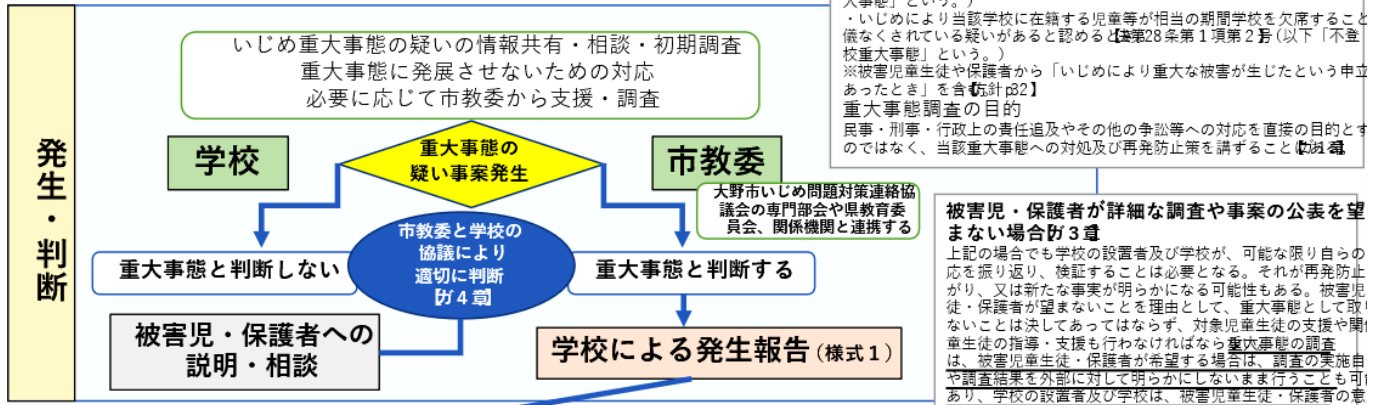
- (活動)
- ・ いじめ事案の対応方針の決定
 - ・ 個別面談による情報収集
 - ・ 被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・ 加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察、総合福祉相談所、地域との連携

大野市いじめ重大事態対応フロー

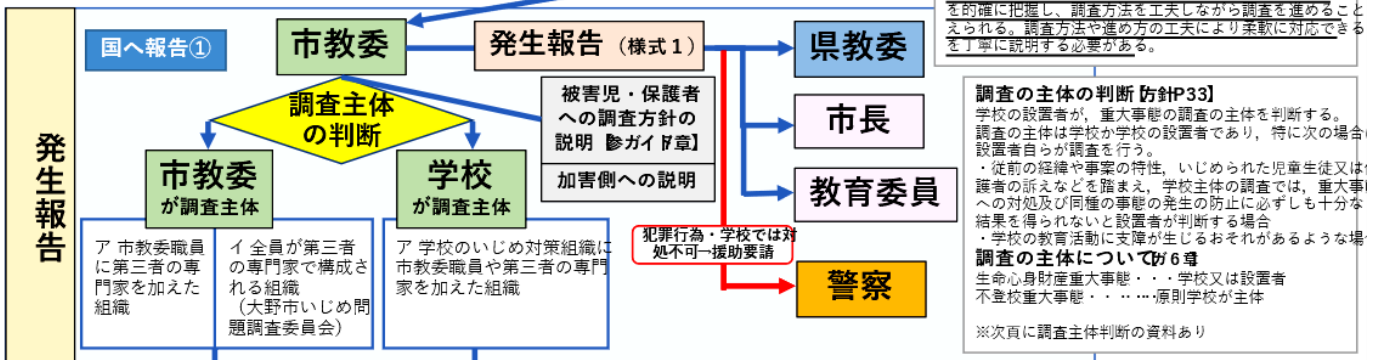
大野市教育委員会 2025. 3. 26(図中の◇は判断を伴うもの)

「重大事態」の定義

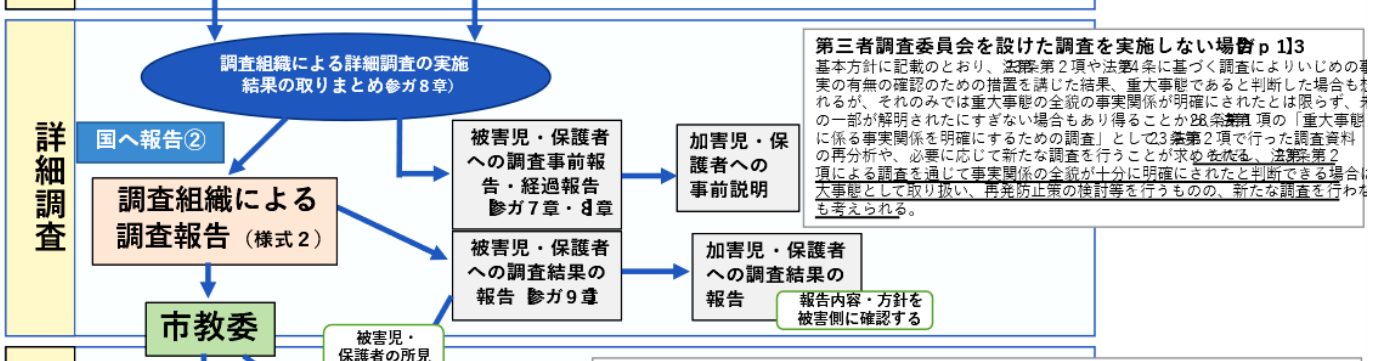
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると法第28条第1項第1号(以下「生命心身財産重大事態」という。)
 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること僅かなくされている疑いがあると認めると法第28条第1項第2号(以下「不登校重大事態」という。)
 ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき」を含む計p2)
 重大事態調査の目的
 民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずること(法第28条)



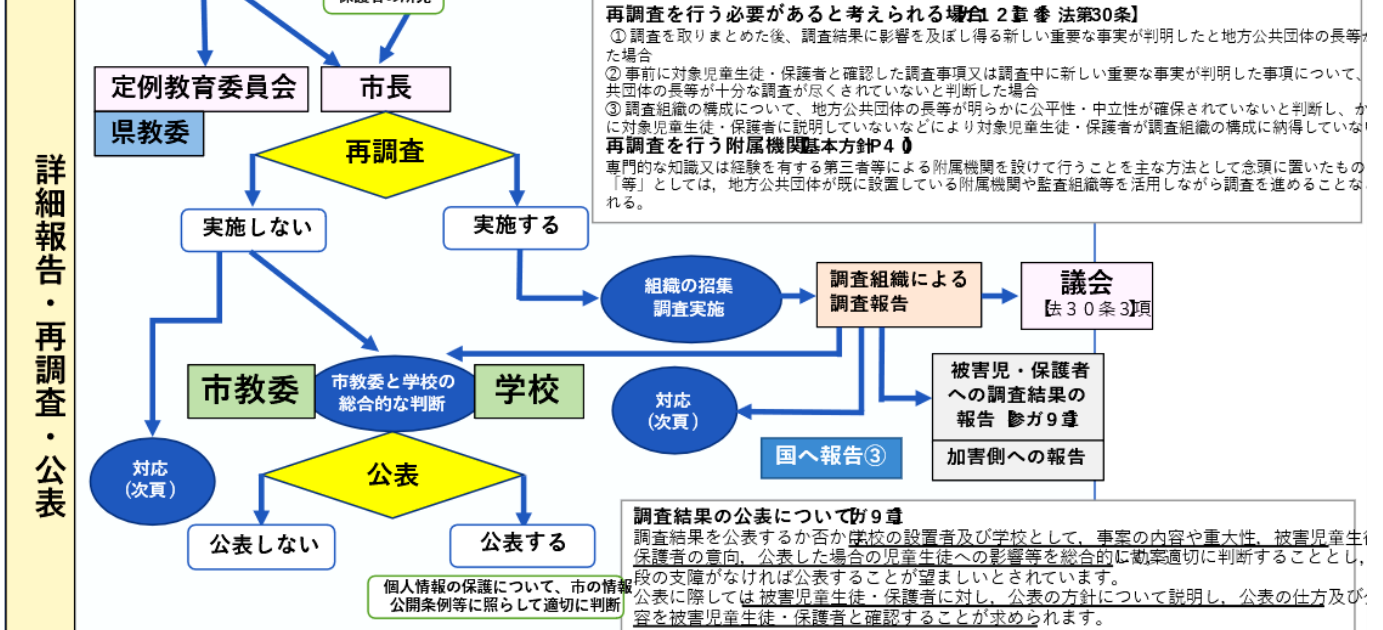
被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合付3章
 上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止が、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や開示児童生徒の指導・支援も行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自由や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可あり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意見を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることとされる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できるように丁寧に説明する必要がある。



調査の主体の判断(付3章)
 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校が学校の設置者であり、特に次の場合、設置者自身が調査を行う。
 ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
調査の主体について(付6章)
 生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
 不登校重大事態・・・原則学校が主体
 ※次頁に調査主体判断の資料あり



第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合(付11章)
 基本方針に記載のとおり、法第2項や法第4条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、その一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第2項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として法第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。法第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うもの、新たな調査を行っても要えらる。



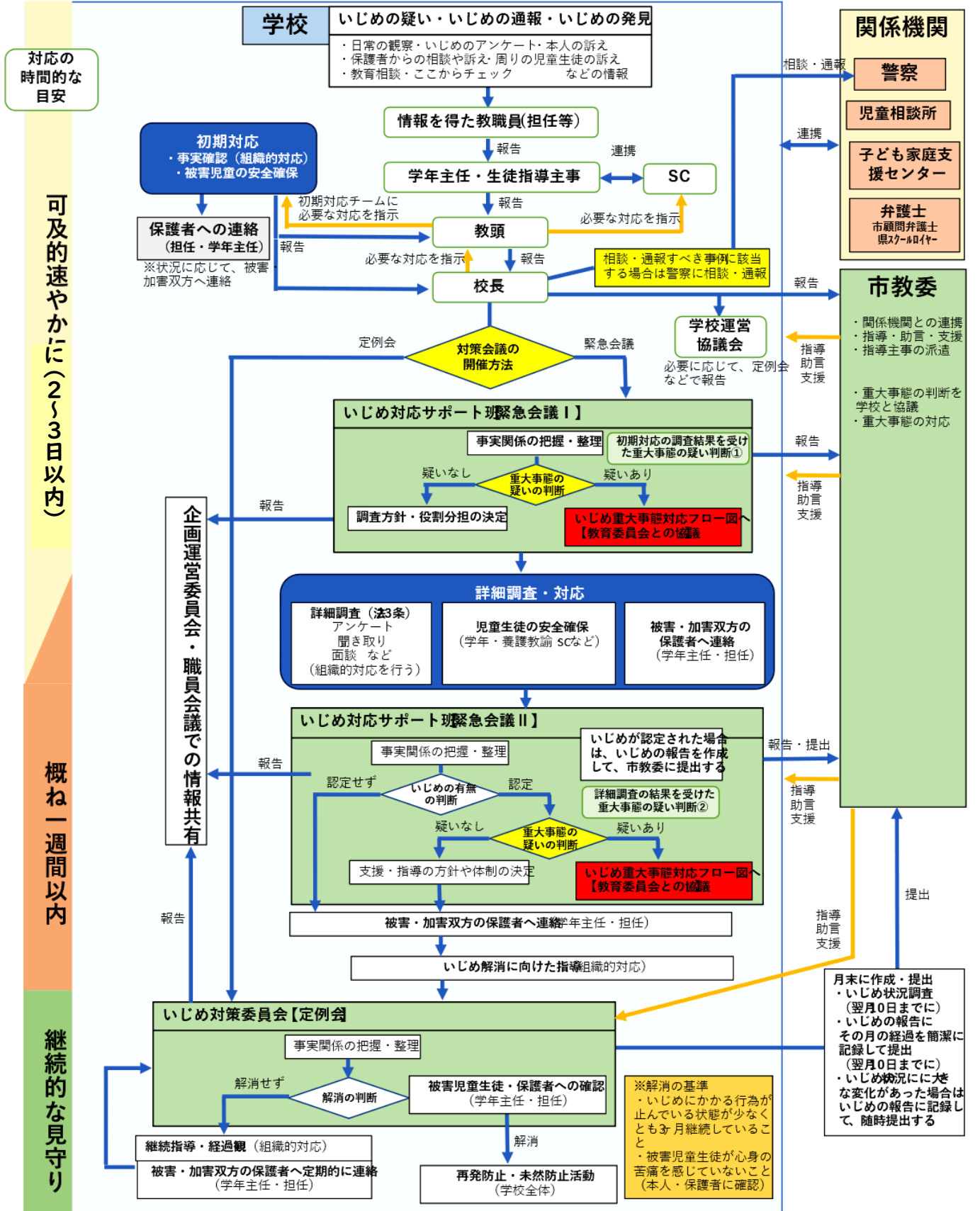
再調査を行う必要があると考えられる場合(2章 法第30条)
 ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
 ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、共同体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かに対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない
再調査を行う附属機関(基本方針4)
 専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたもの「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることとなる。

調査結果の公表について(付9章)
 調査結果を公表するかどうかは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案適切に判断することとし、段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。公表に際しては被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

個人情報の保護について、市の情報公開条例等に照らして適切に判断

大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図

大野市教育委員会 2025. 3. 26(图中的◇は判断を伴うもの)



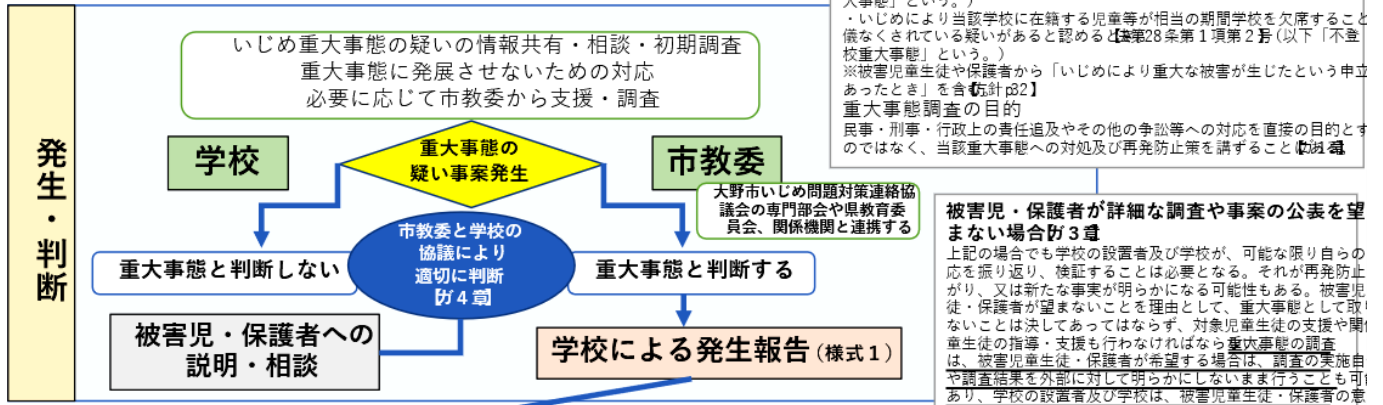
※1 相談・通報すべき事例令和5年2月7日付、4文科初第121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省

大野市いじめ重大事態対応フロー

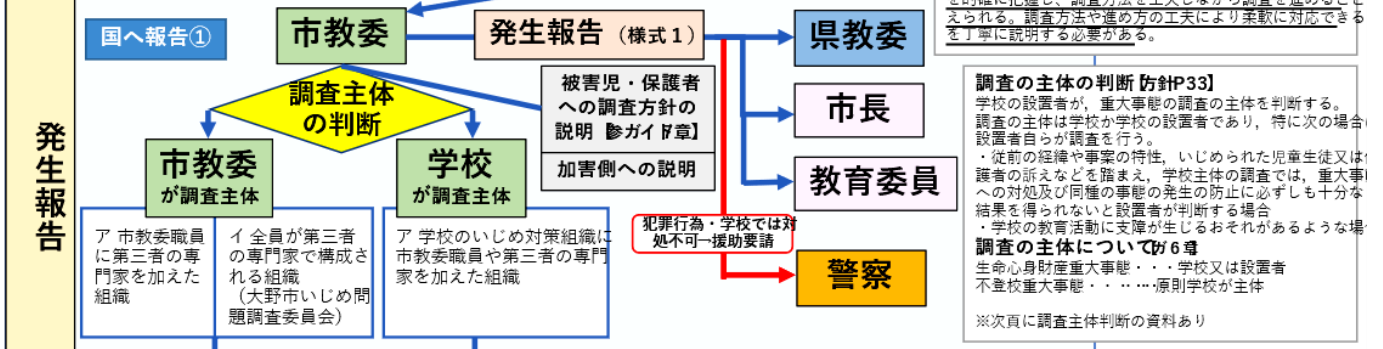
大野市教育委員会 2025. 3. 26(図中の◇は判断を伴うもの)

「重大事態」の定義

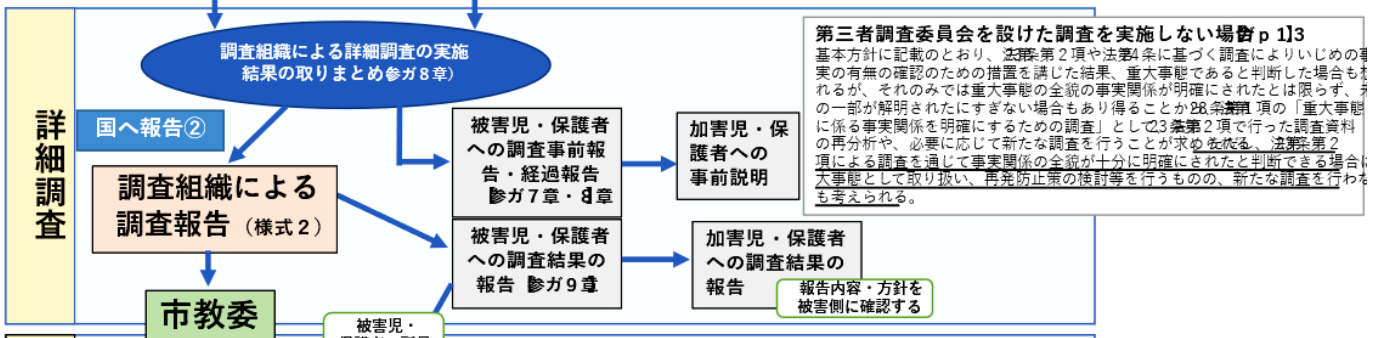
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると法第28条第1項第1号(以下「生命心身財産重大事態」という。)
 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること僅かなくされている疑いがあると認めると法第28条第1項第2号(以下「不登校重大事態」という。)
 ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき」を含む計p2)
 重大事態調査の目的
 民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずること(法第28条)



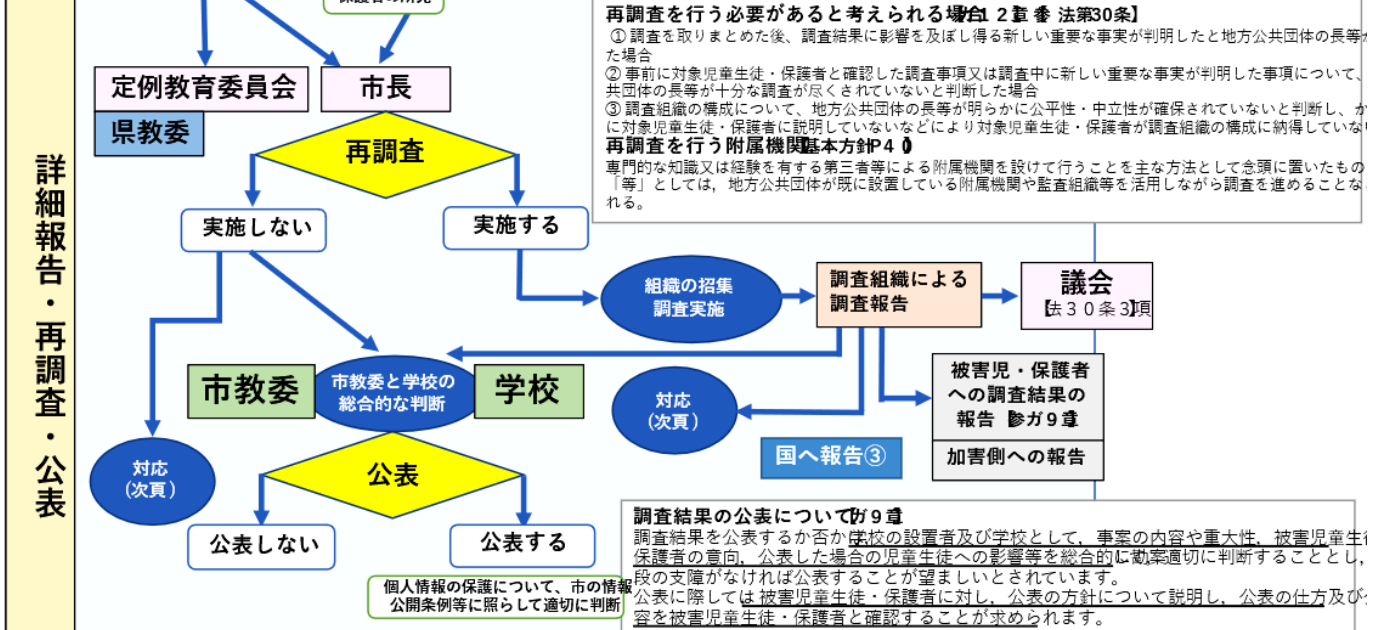
被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合付3章
 上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止に、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や開校児童生徒の指導・支援も行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自由や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可なり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意見を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることとされる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できるように丁寧に説明する必要がある。



調査の主体の判断(付3章)
 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校が学校の設置者であり、特に次の場合、設置者自身が調査を行う。
 ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
調査の主体について(付6章)
 生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
 不登校重大事態・・・原則学校が主体
 ※次頁に調査主体判断の資料あり



第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合(付11章)
 基本方針に記載のとおり、法第27条第2項や法第4条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、その一部が解明されたと十分な調査結果を得ることが求められる。法第27条第2項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として法第27条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。法第27条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたとは判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うもの、新たな調査を行っても要えらる。



再調査を行う必要があると考えられる場合(2章 法第30条)
 ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
 ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、共同体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かに対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない
再調査を行う附属機関(基本方針4章)
 専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたもの「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることとなる。

調査結果の公表について(付9章)
 調査結果を公表するかどうかは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案適切に判断することとし、段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。公表に際しては被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

発生・判断
 発生報告
 詳細調査
 詳細報告・再調査・公表

	教員の動き等	児童の活動等																	
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生												
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ↓ P T A周知	地区子ども会 ・集団登校班の確認と集団下校																	
								南っ子班（縦割り）結成											
														みんな遊びタイム					
		いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解																	
5月	いじめ対応サポート班 ・発生したときに即応	心のお天気しらべ ・アンケート調査																	
	いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解							教育相談月間											
	教育相談月間 （5月中） ・心のお天気しらべを もとに、学級担任に よる全児童との面談													南っ子広場 ・南っ子班による、自分たちで相談した遊び					
	授業公開																		
6月		いじめアンケート（保護者）																	
	いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解						林間学校 ・自主												
		校内体育大会																	
		みんな遊びタイム																	

〔7月～9月〕

大野市有終南小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<p>個人面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のお天気しらべをもとに、学級担任による全児童との面談 	<p>南っ子広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南っ子班による、自分たちで相談した遊び 					
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもをみつめて」気がかりな児童の把握と共通理解 	園児との交流					
	<p>保護者会</p>	<p>地区子ども会</p>					
8月	<p>こども園参観</p>						
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもをみつめて」気がかりな児童の把握と共通理解 						
9月		<p>心のお天気しらべ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 					
	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもをみつめて」気がかりな児童の把握と共通理解 						

〔10月～12月〕

大野市有終南小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">授業研究会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">個人面談 ・心のお天気しらべを もとに、学級担任に よる全児童との面談</div>	校外学習					修学旅行 ・自主
		みんな遊びタイム					
		資源回収 ・ P T A 行事に児童も協力					
		芸術鑑賞 *隔年実施					
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">授業公開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解</div>	心のお天気しらべ ・アンケート調査					
		南っ子広場 ・秋の大集会の準備					
		園児との交流活動			連合 音楽会		
		秋の大集会					
		いじめアンケート（保護者）					
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">保護者会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解</div>	南っ子広場 ・南っ子班による、自分たちで相談した遊び					
		みんな遊びタイム					

〔1月～3月〕

大野市有終南小学校

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
1月	<p>いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解</p>	<p>南っ子広場 ・南っ子班による、自分たちで相談した遊び</p>						
2月	<p>入学説明会</p> <p>授業公開</p> <p>いじめ対策委員会 ・「子どもをみつめて」 気がかりな児童の把握 と共通理解</p>	<p>いじめアンケート（保護者）</p> <p>なわとび大会</p> <p>南っ子班活動</p> <p>6年生ありがとう集会</p>						<p>中学校 入学説</p>
3月	<p>個人面談 ・心のお天気しらべを もとに、学級担任に</p> <p>いじめ対策委員会 ・振り返り ・計画の見直し ↓ 職員会議 ・課題の共有化</p>	<p>心のお天気しらべ ・アンケート調査</p> <p>みんな遊びタイム</p> <p>集団登校班長引継ぎ式</p>						